

【個別注記表】（平成 21 年 3 月期）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価の方法

子会社株式は移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で、時価のあるものは決算日の市場価格に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定し、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価の方法

（イ）製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

（ロ）貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

（会計方針の変更）

① 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第 9 号 平成 18 年 7 月 5 日公表分）を適用しております。

これにより営業損失、経常損失は 469 百万円増加し、税引前当期純損失は 927 百万円増加しております。

② 従来、当社の製品、仕掛品及び原材料の評価基準及び評価方法について半期別総平均法に基づく原価法を採用していましたが、当事業年度より月次総平均法に基づく原価法に変更いたしました。

この評価方法の変更は、一昨年来、主要原材料であるニッケル原料価格が乱高下し、この市場価格の変動を売上原価並びにたな卸資産の貸借対照表価額に適切に反映させることで、財政状態及び経営成績をより適正に表示するために、四半期決算制度の導入時期に合わせて行ったものであります。

この変更により、従来と同一の方法によった場合と比較して、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ 352 百万円減少しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物および機械装置については定額法、その他の有形固定資産は定率法であります。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3 年～50 年

機械装置 4 年～14 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース資産は、有形固定資産に属する各科目に含めて計上しております。

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えて、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（1,129 百万円）については、15 年による按分額を費用処理しており、数理計算上の差異については各発生年度の翌事業年度から平均残存勤務期間以内において定額法による費用処理をすることとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（4）リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理によっており、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(ロ) ヘッジ対象と方針

借入金について、その金利変動のヘッジ手段として金利スワップ取引を採用しております。当社はヘッジの対象となる資産又は負債を有するものに限り、これに係るリスクを回避し効率的に管理する手段としてデリバティブ取引を採用しており、金利の変動が損益に与える影響を軽減することを目的としております。

(6) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

「リース取引に関する会計基準」の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、有形固定資産に属する各科目に含めて計上しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響は軽微です。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		13,681	百万円
(2) 関係会社に対する債権・債務	短期金銭債権	487	百万円
	長期金銭債権	295	百万円
	短期金銭債務	118	百万円
(3) 担保に供している資産	建物	1,117	百万円
	機械装置	2,155	百万円
	土地	989	百万円
	計	4,262	百万円
上記に対する債務の金額	短期借入金（1年以内に返済する長期借入金を含む）	5,562	百万円
	長期借入金	2,388	百万円
	子会社の債務	223	百万円
	計	8,173	百万円
(4) 受取手形割引高		940	百万円
(5) 下記の関係会社の銀行借入金等に対し保証を行っております。			
	(株)アールケー・エキセル	1,160	百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業及び営業以外の取引高

売上高	1,639	百万円
仕入高	147	百万円
営業取引以外の取引高	55	百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式(注)	28	2	-	30
合計	28	2	-	30

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 2 千株は単元未満株式の買取による増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (百万円)

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額 40

繰越欠損金 775

退職給付引当金損金算入限度超過額 309

役員退職慰労引当金繰入否認額 20

たな卸資産評価損 377

その他 25

繰延税金資産小計 1,550

評価性引当額 △19

繰延税金資産合計 1,530

繰延税金資産の純額 1,530

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、製造設備・事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	893	161	732
工具・器具及び備品	35	22	12
その他	12	5	6
合計	941	189	751

(2) 未経過リース料期末残高相当額 (百万円)

1 年内 64

1 年超 691

合計 756

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (百万円)

支払リース料 111

減価償却費相当額 84

支払利息額相当額 25

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証のある場合は残価保証額)とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権 等の被 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の関係会社(当該その他の関係会社の親会社を含む)	新日本製鐵(株)	東京都千代田区	419,524	鉄鋼の製造・販売	間接 30.8%	—	原材料の購入	普通鋼帯鋼、特殊鋼帯鋼の購入	4,400	買掛金	1,036
	新日鐵住金ステンレス(株)	東京都千代田区	5,000	鉄鋼の製造・販売	直接 30.8%	役員 1名	原材料の購入	ステンレス鋼の購入	3,222	買掛金	1,604
法人主要株主	三井物産(株)	東京都千代田区	339,626	諸商品に関する貿易業、問屋業	直接 16.7%	—	原材料の購入	ステンレス鋼、普通鋼帯鋼、特殊鋼帯鋼の購入	6,647	買掛金	2,369
子会社	(株)アールケー・エキセル	東京都台東区	482	各種チェーン、二輪車用リム及び建築用金物の製造販売	直接 100.0%	役員 2名	債務保証、資金の援助	債務保証	1,160	—	—
								資金の貸付	—	短期貸付金	180
										長期貸付金	295
		12	未収入金	2							
	タカサゴスチール(株)	大阪府東大阪市	40	ステンレス、特殊鋼他の加工及び販売	直接 100.0%	役員 2名	当社製品の販売	ステンレス及びみがき製品の販売	1,594	売掛金	286
							株式の配当	40	—	—	

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 新日本製鐵(株)・新日鐵住金ステンレス(株)からの原材料の購入は、三井物産(株)その他6商社を経由して購入しており、取引金額等は商社に対する会計帳簿上の取引に基づいて記載しております。なお、価格は市場の実勢価格で決定しております。
- (2) (株)アールケー・エキセルの銀行借入につき、債務保証を行なったものであり、年率0.1%の保証料を受領しております。
- (3) (株)アールケー・エキセルに対する受取利息は、資金の貸付に対する金利であり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (4) タカサゴスチール(株)に対するステンレス及びみがき製品の販売については、価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 81円 47銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 50円 76銭 |